

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和7年度版)

白 石 町

目 次

町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2	経済的支援	
(1)	見舞金	1
(2)	高額療養費の支給	1
(3)	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4)	後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(5)	介護保険料の減免、納付	2
(6)	自立支援医療の負担軽減	2
(7)	国民年金の支給	2
(8)	子育てに係る負担の軽減	3
(9)	町税等の減免、納付	4
(10)	生活保護	4
(11)	町営住宅への入居	4
(12)	上下水道料金の減免、納付	4
(13)	母子生活支援施設への入所	5
(14)	就業の支援	5
(15)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	5
(16)	多重債務に関する相談	5
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉	5
(2)	子育ての悩み	5
(3)	D V相談	5
(4)	障害者虐待	6
(5)	高齢者虐待	6
(6)	身体の障害	6
(7)	住所情報の保護	6

町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) TEL 0952-84-7116 内線 147、5143
--	---

2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務課危機管理・防災係 (役場 2 階) TEL 0952-84-7111 内線 224
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	住民課保険係 (役場 1 階) TEL 0952-84-7115 内線 112、113、114
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	住民課保険係 (役場 1 階) TEL 0952-84-7115 内線 112、113、114

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【後期高齢者医療保険料の減免】 住民課保険係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7115 内 線 112、113、114 【納付相談】 住民課保険係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7115 内 線 112、113、114
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務課業務係 T E L 0954-69-8223 【納付相談】 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 業務課業務係 T E L 0954-69-8223
(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	長寿社会課障がい福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7117 内 線 5132、132、133
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金の被保険者または被保険者であった方によって生計を維持されていた遺族の方が受け取れます。年金受給の要件がありますのでご相談下さい。	住民課住民係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7115 内 線 106、107
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気やけが等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	住民課住民係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7115 内 線 106、107

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(8) 子育てに係る負担の軽減 【出産・子育て】 ●出産・子育て応援給付金	安心して出産・子育てができるように、出産育児関係用品の購入や子育て支援サービスの利用料の負担軽減となるように、妊娠届出時と出産後に給付金を支給します。	保健福祉課健康づくり係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 145、146
【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保健福祉課こども未来係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 148、149
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	保健福祉課こども未来係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 148、149
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課教育総務係 (役場 3 階) T E L 0952-84-7128 内 線 313、314、315

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(9) 町税等の減免、 納付	町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課収納係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7113 内 線 156、157
	【町・県民税の減免】	税務課町民税係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7113 内 線 152、153
	【固定資産税の減免】	税務課固定資産税係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7113 内 線 154、155
	【国民健康保険税の減免】	住民課保険係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7115 内 線 112、113、114
	【町税の納付相談】	税務課収納係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7113 内 線 156、157
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
(11) 町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課建築住宅係 (役場 2 階) T E L 0952-84-7124 内 線 282、285
(12) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の納付相談】 佐賀西部広域水道企業団 料金課 T E L 0952-68-2225 【下水道料金の納付相談】 生活環境課下水庶務係 (役場 2 階) T E L 0952-84-7118 内 線 272、273

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
(14) 就労の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就労支援を総合的に実施します。 就労に関する相談に応じ、関係機関と連携して自立のための就労支援を実施します。	保健福祉課福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 147、5143
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課商工係 (役場 2 階) T E L 0952-84-7123 内 線 244
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	商工観光課商工係 (役場 2 階) T E L 0952-84-7123 内 線 244

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	長寿社会課障がい福祉係 (役場 1 階) T E L 0952-84-7117 内 線 5132、132、133
(2) 子育ての悩み	妊娠期から出産・子育てに関する相談に応じます。 児童虐待に関する相談にも応じます。	保健福祉課 (役場 1 階) T E L 0952-84-7116 内 線 142、143、144、 145、146、147、 148、149、5141、 5143、5145
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	総合戦略課白石創生推進係 (役場 3 階)

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
		ＴＥＬ 0952-84-7132 内 線 334、335
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	長寿社会課障がい福祉係 (役場 1 階) ＴＥＬ 0952-84-7117 内 線 5132、132、133
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長寿社会課高齢者係 (役場 1 階) ＴＥＬ 0952-84-7117 内 線 134、135
(6) 身体障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	長寿社会課障がい福祉係 (役場 1 階) ＴＥＬ 0952-84-7117 内 線 5132、132、133
(7) 住所情報の保護	ＤＶやストーカ行爲等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	住民課住民係 (役場 1 階) ＴＥＬ 0952-84-7115 内 線 101、103